

大学院・国立保健医療科学院等の課程及び提供科目を基本プログラムの全部または一部ととみなすことについて【平成 29 年度申請分審査結果】

平成 30 年 6 月 24 日

「基本プログラムにおける大学院・国立保健医療科学院等の課程及び提供科目の扱いに関する要項（参考資料）」に基づき、下記の通り、大学院・国立保健医療科学院等の課程及び提供科目を基本プログラムの全部または一部ととみなす。

要項 1 - (2) に基づくもの（全体認定）

1. 慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科修士課程 修士（公衆衛生学、MPH）
2. 北海道大学 大学院医学院医科学専攻修士課程公衆衛生学コース

要項 2 に基づくもの（全体認定）

1. 国立保健医療科学院 専門課程 I 保健福祉行政管理分野分割前期（基礎）
2. 産業医健大学 産業医学基本講座

ら科

要項 3 に基づくもの（科目認定）

1. 佐賀大学

佐賀大学医学系研究科博士課程のうち、「予防医学特論」、「データ処理解析法」、「疫学・調査実験法」、「環境医学特論」、「国際保健・災害医療」5 科目すべての修了が、基本プログラム「疫学・医学統計学」、「環境・産業保健」、「健康危機管理」3 科目すべての修了に相当する。

2. 浜松医科大学

浜松医科大学大学院医学系研究科博士課程（医学専攻）のうち、「疫学方法論」1 科目の修了が、基本プログラム「疫学・医学統計学」1 科目の修了に相当する。

3. 東京医科大学

東京医科大学大学院博士課程のうち、「臨床疫学・医療統計学」1 科目の修了が、基本プログラム「疫学・医学統計学」1 科目の修了に相当する。

4. 東邦大学

東邦大学医学研究科博士課程のうち、

- (1) 「疫学特論」1 科目の修了が、基本プログラム「疫学・医学統計学」1 科目の修了に相当する。
- (2) 「衛生学特論」、「環境社会医学コース」、「医療政策経営科学特論 I」3 科目すべての修了が、基本プログラム「公衆衛生総論」、「保健医療政策」、「環境・産業保健」3